

# インタフェース仕様書 保険者編 新旧対照表

(内容現在 平成29年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 28年 12月	同	平成 29年 4月
2	目-1	1. 3. 4-4 個人番号異動連絡票情報 29-10	同	1. 3. 4-4 個人番号異動連絡票情報 29-11
3	25	項番74 内容 指定訪問介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番74 内容 指定訪問介護サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
4	25	項番75 内容 指定訪問入浴サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番75 内容 指定訪問入浴サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
5	25	項番76 内容 指定通所介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番76 内容 指定通所介護サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
6	25	項番77 内容 指定短期入所生活介護サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番77 内容 指定短期入所生活介護サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
7	25	項番78 内容 指定福祉用具貸与サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番78 内容 指定福祉用具貸与サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
8	25	項番79 内容 指定居宅支援サービス費支給限度基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する	同	項番79 内容 指定居宅支援サービス費基準額に対する基準該当サービス費の比率を設定する
9	29-6	項番11 備考 ※8 ※S	同	項番11 備考 ※8 ※9 ※S
10	29-7		同	※9 サービス種類コードが「A2」、「A6」、「AF」の場合において、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表に単位数の変更が生じた際、変更に合わせて適宜単位数を見直し、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報を提出する必要がある。
11	29-7	保険者独自サービス (A2、A6、AF)	同	保険者独自サービス (A2、A6、AF(※))  ※保険者独自サービス (AF) において異動年月日が平成29年3月31日以前の入力内容である。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
12	—		29-8	保険者独自サービス（AF）において異動年月日が平成29年4月1日以降の入力内容を示した表を追加
13	29-8 ～ 29-11		29-9 ～ 29-12	新規ページの追加に伴い、ページ番号を変更
14	384-5	項番34 不服の申し立て先 バイト数 8	同	項番34 不服の申し立て先 バイト数 40
15	—		453-1	「高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（総合事業）」の帳票レイアウトを追加
16	501-1		同	「高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（総合事業）」の帳票イメージを差し替え
17	598	様式第二：給付実績情報～訪問 通所区分介護サービス／居宅療 養管理指導	同	様式第二：給付実績情報～居宅 介護サービス／居宅療養管理指 導
18	633	項番16 備考 ※8 ※9 ※S	同	項番16 備考 ※S
19	635	項番42 備考 ※8 ※S	同	項番42 備考 ※8 ※9 ※S
20	636-1	※8 サービス提供年月が平成 18年4月以降の特定施設入居 者生活介護、介護予防特定施設入 居者生活介護について、外部サー ビス利用型である場合には、項番 11「計画単位数」には外部利用 型給付上限単位数、項番12「限 度額管理対象単位数」には外部利 用型上限管理対象単位数を設定 する。項番16、項番42「単位 数合計」には項番11と項番12 のいずれか低い方の単位数を設 定する。	同	※8 サービス提供年月が平成 18年4月以降の特定施設入居 者生活介護、介護予防特定施設入 居者生活介護について、外部サー ビス利用型である場合には、項番 11「計画単位数」には外部利用 型給付上限単位数、項番12「限 度額管理対象単位数」には外部利 用型上限管理対象単位数を設定 する。項番42「単位数合計」に は項番11と項番12のいずれ か低い方の単位数を設定する。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
21	636-1	<p>※9 平成24年4月以降の特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）について、外部サービス利用型である場合には、項番11「計画単位数」には外部利用型給付上限単位数、項番12「限度額管理対象単位数」には外部利用型上限管理対象単位数、項番13「限度額管理対象外単位数」には外部利用型外単位数を設定する。項番16、項番42「単位数合計」には項番11と項番12のいずれか低い方の単位数に、項番13を加えた値を設定する。</p>	同	<p>※9 平成24年4月以降の特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）について、外部サービス利用型である場合には、項番11「計画単位数」には外部利用型給付上限単位数、項番12「限度額管理対象単位数」には外部利用型上限管理対象単位数、項番13「限度額管理対象外単位数」には外部利用型外単位数を設定する。項番42「単位数合計」には項番11と項番12のいずれか低い方の単位数に、項番13を加えた値を設定する。</p>